

第2部 環境の現状と対策

第1章 総合的環境保全対策の推進

複雑多様化する環境問題に適切に対処するには、工場などの公害発生源に対する排出抑制・指導とともに、公害の早急な解決や未然防止のための諸施策を総合的・計画的に実施していかなければならない。

このため、従来から、千葉臨海地域及び印旛沼・手賀沼地域について公害防止計画を策定し、総合的な対策を推進するとともに、臨海部の主要企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めてきた。

5年度には、環境に対する県民の基本的な行動規範となる「千葉県環境憲章」の具体的な行動計画として、また、地球環境保全のための行動指針としての「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、さらに、自動車公害対策として、自動車を利用する者すべてが取り組むべき事項や総合的、体系的に推進すべき各種交通施策などを盛り込んだ「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定した。

また、6年度には、行政・県民・事業者が一体となつてごみの減量化と再資源化を推進するため、「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置、豊かな自然を守り、生き物や地域文化とのふれあいを通して、県民が自然の大切さや仕組みを学ぶための「千葉県いすみ環境と文化のさと」の開設など、県民の取組を推進する施策を展開してきた。

しかし、本県の急速な都市化・工業化による変貌は、地域の環境容量に十分な配慮がなされずに行われてきたことも否めない。そのため、持続的発展が可能な県土づくりのための抜本的な取組が強く望まれた。

そこで、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を定めるとともに、8年8月には環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策

定し、環境施策を総合的に推進している。

さらに、大規模な開発行為等の実施に関しては、「環境影響評価法」及び「県条例」（11年5月以前は「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」）により、環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、公害の未然防止と自然環境の保全を図っている。また、特に大規模な開発計画については、基本計画の段階で、「千葉県環境会議」からの環境保全のあり方についての提言を踏まえて必要な指導を行っている。これらによらない工場建設、宅地造成等個々の開発計画に対しては法令等に基づく事前の審査や県独自の指導要綱による事前審査を行い、環境保全に努めている。

一方、良好な環境の保全や快適な環境づくり、さらには地球環境保全の取組を、県民と一体となった取組として推進するため、「美しいふるさとづくり運動」や快適な環境づくり、環境学習の推進により環境問題に対する県民意識の高揚と地域活動の促進を図っている。

また、これら地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、「千葉県地域環境保全基金」を設置している。

第1節 千葉県環境基本計画

1. 千葉県環境基本計画の策定

千葉県環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、千葉県環境基本条例第9条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などを定めた計画であり、「千葉県環境審議会」の意見を聴いて8年8月に策定した。

2. 基本計画の概要

(1) 計画策定の意義

環境問題は、従来の公害問題から都市・生活型環境問題へ、更に地球環境問題へと変化・拡大しており、生活環境、自然環境といった分野を越え、環境そのものを総合的に捉える必要が生じてきている。これに対応していくためには、総合的で長期的かつ計画的な対策を講じることが必要であり、対策の推進に当たっては、社会の構成員であるすべての主体が共通の認識で協力し、環境の保全に取り組んでいく必要がある。

基本計画は、このような観点に立って、21世紀初頭を展望した本県の環境保全の基本方向と環境施策の長期的な目標、施策の方向を明らかにしている。

(2) 基本目標と理念

これからの環境問題に対する考え方については、

ア 日常生活や産業活動が急激に拡大し、環境に影響を与え、自然の持つ復元能力を超えることが大きな要因であること

イ 人間が生存し、健康で快適な生活を営むためには自然の恵みが不可欠であること

ウ 行政、事業者、県民のすべてが各々の立場から自主的・積極的に取り組む必要があることという認識に立ち、持続的発展が可能な社会を構築するため、基本目標として『健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承』を掲げている。

さらに、この基本目標を目指して基本的な姿勢を示すとともに、行政・事業者・県民・民間団体のそれぞれが共通の認識に立って取り組むため、次の四つの理念を掲げている。

ア 環境への負荷を軽減するため、自然が本来持っている循環・浄化能力を活かして物質の循環・再生をできるかぎり確保する「循環社会の構築」

イ 貴重な自然を保護し、身近な自然を確保し、自然との豊かな交流を保ちながら健全な生態系を維持・回復する「自然との共生」

ウ 私たち一人ひとりが地球の一員としての認識を持ち、地球環境保全にむけて行動する「地球環境保全への貢献」

エ 県・市町村・県民・事業者及び民間団体の各主体が環境に配慮した行動に自主的・積極的に取り組む「みんなが参加する取り組み」

(3) 対象期間

この基本計画の対象期間は、8年度から22年度(2010年度)までの15年間としている。

(4) 長期的な目標と施策の方向

基本目標の達成と4つの理念の実現のため、次に掲げる8つの長期的な目標を設定し、さらに、それぞれの分野別目標や必要に応じて個別的な目標を掲げ、これらの目標に対応してさまざまな施策の方向を示している。基本目標、理念、長期的な目標及び分野別目標の関係は、図2-1-1のとおりである。

ア 健全な自然の物質循環の確保

今日の環境問題は、自動車からの排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が顕著になってきている。

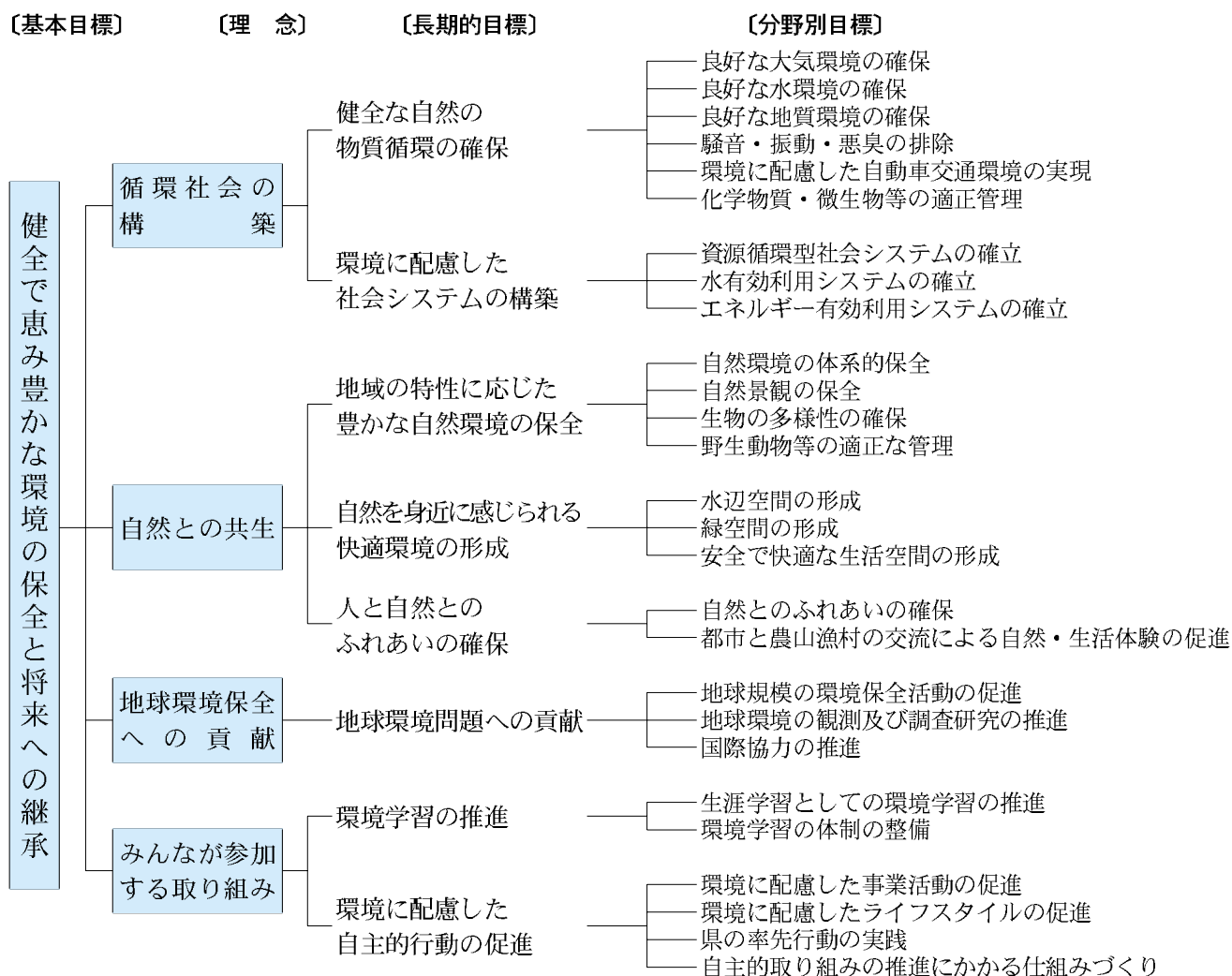
これらは、急激な都市化などが自然の復元能力や許容限度を超えた負荷を環境に与えていることが原因である。そこで第1の長期的な目標は、「大気、水、地質などへの負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう、汚染物質の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、負荷をできる限り軽減させることを目指す。」としている。

施策の方向としては、燃料の良質化などの大気汚染の防止対策、下水道の整備などの社会基盤の整備、低公害車の普及などを掲げている。

イ 環境に配慮した社会システムの構築

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が、環境に大きな負荷を与えており、環境に配慮した事業活動の確立と県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに転換していくことが必要である。そこで第2の長期的な目標は、「生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面で循環・

図2-1-1 基本目標、理念、長期的目標、分野別目標の体系図



効率化の進んだ社会を目指す。」としている。

この目標に対して、廃棄物のリサイクル、ごみの減量化、水やエネルギーの有効利用などの施策の方向を示している。

ウ 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全

本県には、自然が豊富に残されており、多様な生態系が営まれている。これを将来に引き継ぐためには自然的・社会的な特性を踏まえて、地域ごとに多様な自然環境を保全することが必要である。長期的な目標の第3として「貴重な自然環境、多様な生態系を保全し、房総の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐことを目指す。」としている。

このため、分野別目標のうち「自然環境の体系的保全」では、地域を「山地・丘陵地域」、「田園地域」、「市街地とその周辺地域」、「沿岸地域」に区分し、それぞれの特性に応じた目標とその

ための施策の方向を示している。このほか、地域特有の景観の保全やレッドデータブックの作成などの施策の方向を示している。

エ 自然を身近に感じられる快適環境の形成

さわやかな空気、水辺や緑は、日々の生活にうるおいや安らぎをもたらしてくれるものである。また、安全が保たれることや土地の歴史や文化にふれることで、私たちの生活はより豊かに、より快適なものとなる。そこで、街における快適環境を守るため、「身近な自然を適切に保全するとともに、緑や水辺などを整備し、人と自然が共有する安全で快適な生活空間の形成を目指す。」を第4の長期的な目標としている。

このための施策の方向としては、うるおいを感じられる施設の整備や緑化などを掲げている。

オ 人と自然とのふれあいの確保

都市の生活では自然にふれる機会が少なくなっ

ている。自然の尊さ、仕組み、恩恵などを正しく認識し、自然保護の心を身につけることができるよう自然にふれる機会を増やすことが必要である。第5の長期的な目標は、「人と自然との豊かなふれあい、都市と農山漁村の豊かな交流を通じて、自然を大切に作る心が育まれていくことを目指す。」としている。

このため、自然を体験し、学ぶ機会や施設の確保や都市と農山漁村との交流などの施策の方向を示している。

カ 地球環境問題への貢献

地球も大きなひとつの生態系であり、大きな循環と微妙なバランスのうえに成り立っているが、各種の自然への負荷が急速に拡大したためこの循環やバランスが損なわれ始めている。私たちの生活も地球環境に様々な影響を及ぼしていることを理解したうえで、行動することが必要である。このため、「人類共通の貴重な財産である地球のため、地球環境問題についての県民の理解を深めるとともに、国際的な交流・協力を通じて、よりよい地球環境の保全を目指す」を第6の長期的な目標としている。

このため、地球温暖化・オゾン層破壊の防止などや、観測・監視、諸外国との情報の交換などの施策の方向を示している。

キ 環境学習の推進

人と環境の望ましい関係について学び、環境に配慮した行動の必要性について理解し、実践していくことが求められている。そこで、「環境学習を推進し、一人ひとりが環境に関心を持ち、人間と環境との関わりの重要性を理解し、環境保全に取り組む意識が高まることを目指す」を第7の長期的な目標としている。

ここでは、環境学習の機会づくりや手法の開発、体制の整備について施策の方向を掲げている。

ク 環境に配慮した自主的行動の促進

今日の環境問題の解決には、すべての人々が家庭や職場において、あらゆる機会を通じて取り組むことが求められている。このため、「行政・事業者・県民・民間団体のすべての主体が

自主的かつ積極的に、環境保全のため、それぞれの役割を果たすことを目指す。」を第8の長期的な目標としている。

このため事業所や家庭での自主的取組例を紹介するほか、各主体が環境に配慮した行動をとることを促す施策の方向を掲げている。

(5) 共通施策、配慮事項、特徴的な事業

長期的な目標の実現に向けての個別の施策の方向以外に、すべての目標の実現に関連する基本的な共通施策、各種の環境の利用に当たっての配慮事項、各種施策の方向のうち特徴的な事業を別に示している。

ア 基本的共通施策

長期的目標の実現に共通して必要な環境影響評価、規制措置など基本的施策の現状と今後の方向を示している。

イ 環境利用に当たっての配慮事項

土地利用計画のほか「宅地開発等の土地造成を伴う事業計画」、「ゴルフ場計画」などの11の事業計画を挙げ、計画に当たっての留意すべき事項を定めている。

計画を立案する段階での環境に配慮すべき事項の考え方を示し、環境アセスメント実施の際の基準とするほか、事業者が適切な配慮することを期待している。

ウ 特徴的な事業

ここでは、緊急に対策を実施する事業、基盤的な事業及び長期的な視点に立った事業を掲げている。

緊急に対策を実施する事業としては、①自動車交通公害対策 ②印旛沼・手賀沼浄化対策 ③「ごみ・ゼロ成長社会」推進の3つの事業を掲げている。

環境施策を展開するに当たって基礎となる基盤的な事業としては、事業所の自主的な環境保全活動の促進など4つの事業を掲げている。

長期的な視点に立って研究・検討・実施していく必要のある事業としては、流域全体を視野に入れて、適正な水環境の維持、水質汚濁の解消、水資源の確保を図る「流域管理」などの8

つの事業を掲げている。

(6) 推進体制

基本計画を推進していくために、行政、県民、事業者が参加する組織を設置するなどして、すべての主体が一体となった取組を推進するとともに、全庁的な組織を設置し、計画を総合的に推進することとしている。

なお、この計画は策定後5年を経過したことから、環境ホルモンなど新たな環境問題への対応の必要性を踏まえ、13～14年度に見直しを行うこととしている。

第2節 環境マネジメントシステム

1. 環境マネジメントシステムの構築について

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを、環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされている。

そこで、県民や事業者が環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、本年4月からその運用を開始し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めることとした。13年度においては、このシステムの適正な運用を図り、知事部局の本庁において、ISO14001の認証取得に向け準備を進めているところである。

2. 環境マネジメントシステムの概要

(1) 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部局長で構成）」で審議を行い、知事により決定した。

(2) 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び

出先機関）が行う事務・事業を対象としている。

(3) 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表している。環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減 等を掲げている。

(4) 環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等29項目を設定している。

(5) 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、70項目を設定している。主な目標は次のとおりである。

- ア 日常活動における環境負荷の一層の低減
 - ・単位面積当たりの電気の使用量を11年度に比べて、17年度までに5%削減する。
 - ・コピー用紙の使用量を11年度に比べて、17年度までに10%削減する。
 - ・コピー用紙及びパンフレットなどの印刷物の再生紙利用率を17年度までに100%とする。
 - ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を11年度に比べて17年度までに5%削減する。
- イ 事業活動における環境影響の一層の低減
 - ・県公共事業の建設副産物のリサイクル率を17年度までに90%以上とする。
 - ・県公共事業の建設発生土のリサイクル率を17年度までに80%以上とする。
 - ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率を17年度までに98%以上とする。
 - ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイ

クル・減量化率を平成17年度までに80%以上とする。

- ・延床面積1万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、14年度から「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させる。

(6) 実施体制の確立

本システムの着実な運用を図るため、環境管理責任者（環境生活部長）、環境活動責任者（各部局庁の長）、環境活動推進員（全所属長）を設けた。

(7) 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施した。

(8) 環境監査と知事による見直し

環境監査員（県職員）による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図る。

(9) 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表する。

3. ISO14001をめぐる動き

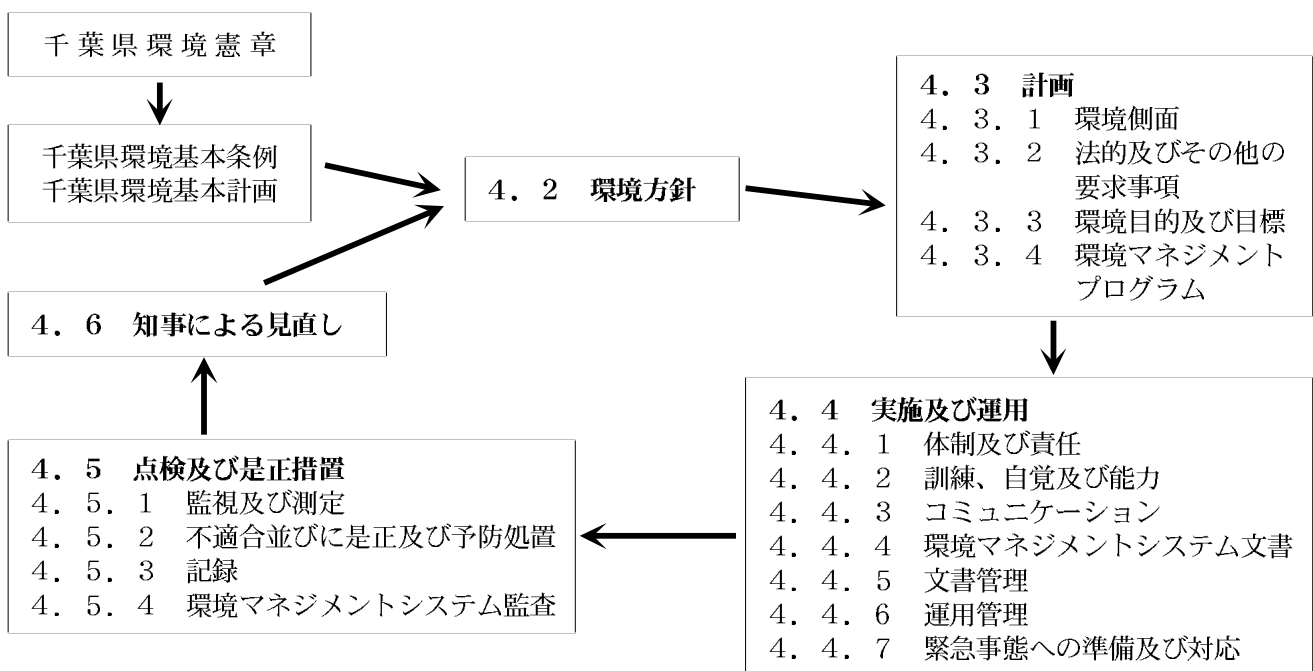
環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は平成8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、13年8月末現在で、6,955件となっている。

また、県内の認証取得件数は、13年末現在で、193件あり、全国第10位となっている。これを業種別で見ると、電気機械や化学工業等の製造業が中心だが、近年は、サービス業や自治体へと広がりを見せている。

県内の自治体では、10年1月に白井市が自治体として全国で最初に認証取得して以来、県環境研究所（現：環境研究センター）や東金市、市川市クリーンセンター、船橋市北部清掃工場・南部清掃工場、市原市福増クリーンセンター、東金市外三町清掃組合環境クリーンセンター、柏市、佐倉市、千葉市などが認証を取得している。

環境マネジメントシステムの体系を次のように定め、〔環境方針〕から始まる〔計画〕－〔実施及び運用〕－〔点検及び是正措置〕－〔知事による見直し〕による継続的改善を目指す。

環境マネジメントシステム



環 境 方 針

1 基本理念

私たちは、かけがえのない地球を支える一員であることを考え、環境問題に関心を深め、行動する新たなライフスタイルの確立をめざして、「千葉県環境憲章」を平成5年3月に定め、これに基づきさまざまな環境保全のための取り組みを進めてきました。

本県は、三方を海に囲まれ、温暖な気候と多様な自然の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力により今日の豊かな社会を築いてきましたが、この間、人口の集中や産業の集積が進み、人々の生活様式も多様化し、自動車交通公害や河川・湖沼の水質汚濁、増大するごみ問題等が生じ、豊かな自然も一部では失われつつあります。

また、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨といった人類の存続基盤を脅かす地球規模の環境問題も顕在化しています。

これらの問題は、県民の日常生活や事業者の事業活動そのものに起因するものであり、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践して、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社会へと変革していくことが求められています。

そこで、県は、県民や事業者へ環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進や事務・事業に伴う環境負荷のより一層の低減に努めます。

2 基本方針

- (1) 環境保全施策の計画的・総合的な推進
千葉県環境基本計画に基づき、循環社会の構築、自然との共生、地球環境保全への貢献及び共に実践する環境保全活動の促進に向け各種施策を計画的かつ総合的に進めます。
- (2) 日常活動における環境負荷の一層の低減
県の日常活動において、エネルギーの削減や省資源の推進、廃棄物の削減・再資源化等に取り組み環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (3) 事業活動における環境影響の一層の低減
県の事業活動に伴う環境への影響について環境目的・目標を定め、環境負荷を低減させるための取り組みを進めます。
- (4) 環境関連法令や条例等の遵守
環境関連の法令や条例等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 職員の環境保全意識のより一層の向上
全ての職員が環境に配慮した行動を実践するため、環境マネジメントシステムを周知徹底させるとともに、環境に対する意識の一層の向上を図ります。
- (6) 継続的な改善と一般公表
環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及び運用実績は広く一般に公表します。

平成12年11月13日

千葉県知事 沼田 武

環境目的及び目標登録表

制定 平成13年3月26日

○環境保全施策の計画的・総合的な推進

環境方針	目的	目標	現況 (H11年度)	
I 循環社会の構築	1 健全な自然の物質循環の確保	○大気中の二酸化硫黄の環境基準の達成率100%を維持します。	100%	
		○大気中の二酸化窒素の環境基準の達成率を向上させます。	97%	
		○大気中の浮遊粒子状物質の環境基準の達成率を向上させます。	22%	
		○低公害車の普及台数を増加させます。	1,947台	
		○大気中の有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の環境基準達成率を平成17年度までに100%とします。	ベンゼン 39% トリクロロエチレン 100% テトラクロロエチレン 100%	
		○道路に面した地域の騒音の環境基準達成率を向上させます	6.5%	
		○水質のBOD（生物化学的酸素要求量）／COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率を平成17年度までに55%に向上させます。	50.6% (H10年度)	
		○東京湾のCODの環境基準達成率を平成17年度までに60%に向上させます。	54.5%	
		○印旛沼のCOD値を減少させます。	14mg/ℓ (75%値)	
		○手賀沼のCOD値を減少させます。	22mg/ℓ (75%値)	
		○ダイオキシン類の土壌の環境基準の達成率100%を維持します。	100%	
		○年間2cm以上の地盤沈下を平成17年度までになくします。	4.7km ²	
		2 環境に配慮した社会システムの構築	○1人1日当たりのごみ排出量を平成17年度までに950gに減少させます。	1,022g
	○一般廃棄物のリサイクル率を平成17年度までに30%に向上させます。		19.5%	
	○ごみの減量・減容処理率を平成17年度までに90.7%に向上させます。		85.8% (H10年度)	
	○産業廃棄物の最終処分量を削減させます。		116万t (H10年度)	
	○産業廃棄物のリサイクル率を向上させます。		57% (H10年度)	
	II 自然との共生	1 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全	○自然環境保全地域等の面積を拡大させます。	1,944ha
			○鳥獣保護区設定面積を拡大させます。	41,068ha

環境方針	目的	目標	現況 (H11年度)
	2 自然を身近に感じられる快適環境の形成	○みどりとのふれあい空間の面積（都市公園、県民の森、都市近郊緑地等）を平成17年度までに10,193haに拡大します。	9,474ha
		○川辺に親しめる環境が整っていると感じている人の割合を増加させます。	平成13年度に調査を行う。
		○海岸に親しめる環境が整っていると感じている人の割合を増加させます。	平成13年度に調査を行う。
	3 人と自然とのふれあいの確保	○自然公園ビジターセンターなどの利用者数を平成17年度までに年間183千人に増加させます。	150千人
		○県民の森の利用者を増加させます。	79万人 (H7～11年度の平均)
		○自然歩道の整備延長を平成17年度までに299kmにします。	280km
Ⅲ 地球環境保全への貢献	1 地球環境問題への貢献	○県内の温室効果ガスの総排出量を平成2年度に比べて平成22年度までに6%削減させます。	21,194千t (炭素換算) (H2年度)
		○フロンの回収量を増加させます。	15.6t (H10年度)
Ⅳ 共に実践する環境保全活動の促進	1 環境学習の推進	○環境学習への参加者数を平成17年度までに年間14千人に増加させます。	11,295人
		○環境学習指導者養成講座の修了者を平成17年度までに1,200人に増加させます。	713人
		○環境学習拠点の利用者数を増加させます。	360,708人
	2 環境に配慮した自主的行動の促進	○環境に配慮した行動をとっている人の割合を増加させます。	平成13年度に調査を行う。
		○環境ボランティア団体数を増加させます。	128団体
		○みどりのボランティアの登録者数を平成17年度までに790人に増加させます。	540人

○日常生活における環境負荷の一層の低減

環境方針	目的	目標	現況 (H11年度)
Ⅰ エネルギーの削減	1 電気の使用量の削減	○本庁及び出先機関における単位面積当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、県立病院、水道局の浄・給水場及び企業庁の取・浄・給水場を除きます。	本庁 26,535kwh 118kwh/m ² 出先機関 118,654kwh 42kwh/m ²
		○県立病院（7病院）における電気の使用量を医療の質に配慮しながら、平成11年度に比べて増加させないように努めます。	31,211kwh
		○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ削減に努めます。	158,607kwh 490kwh/千m ³
		○企業庁の取・浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、給水義務を確保しつつ削減に努めます。	46,694kwh 167kwh/千m ³

環境方針	目的	目標	現況 (H11年度)
	2 都市ガスの使用量の削減	○本庁及び出先機関における都市ガスの使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、水道局の浄・給水場を除きます。	本 庁 9 5 3 千 ^m 出先機関 6, 5 4 0 千 ^m
		○水道局の浄・給水場における配水量千 ^m 当たりの都市ガスの使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。	1, 7 4 6 千 ^m 5. 4 ^m /千 ^m
	3 ガソリンの使用量の削減	○本庁及び出先機関におけるガソリンの使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。 ただし、警察業務に使用する車両を除きます。	本 庁 1 7 2 <i>kl</i> 出先機関 1, 1 6 4 <i>kl</i>
	4 重油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における重油の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、船舶用の重油を除きます。	本 庁 1 5 0 <i>kl</i> 出先機関 2, 6 3 0 <i>kl</i>
		○船舶用の重油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。	出先機関 2, 3 0 2 <i>kl</i>
	5 軽油の使用量の削減	○車両及び船舶用の軽油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。 ただし、警察業務に使用するものを除きます。	本 庁 4 9 <i>kl</i> 出先機関 6 0 1 <i>kl</i>
6 灯油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における灯油の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、水道局の浄・給水場、企業庁の浄水場及び警察業務に使用するものを除きます。	本 庁 3 6 5 <i>kl</i> 出先機関 2, 6 5 1 <i>kl</i>	
	○水道局の浄・給水場における配水量千 ^m 当たりの灯油の使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。	9 9 9 <i>kl</i> 3. 1 <i>l</i> /千 ^m	
	○企業庁の浄水場における配水量千 ^m 当たりの灯油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。	4 2 2 <i>kl</i> 1. 5 <i>l</i> /千 ^m	
II 省資源の推進	1 紙類の使用量の削減	○コピー用紙使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに本庁において11%削減、出先機関において10%削減します。	A 4 換算 本 庁 1 0 3, 7 8 0 千枚 出先機関 2 7 9, 6 3 3 千枚
		○外部に発注する印刷物の紙使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに、本庁において2%削減、出先機関において8%削減します。	A 4 換算 本 庁 6 8 8, 3 2 7 千枚 出先機関 4 6, 6 2 4 千枚
	2 環境配慮物品調達の推進	○本庁及び出先機関における事務用品の環境配慮物品の調達率を平成17年度までに100%とします。 ただし、環境配慮物品が製造されていない事務用品を除きます。	平成13年度に実態調査を行う。
○本庁及び出先機関におけるコピー用紙の再生紙(古紙配合率100%)の利用率を平成17年度までに100%とします。		本 庁 9 8. 0 % 出先機関 9 7. 0 %	

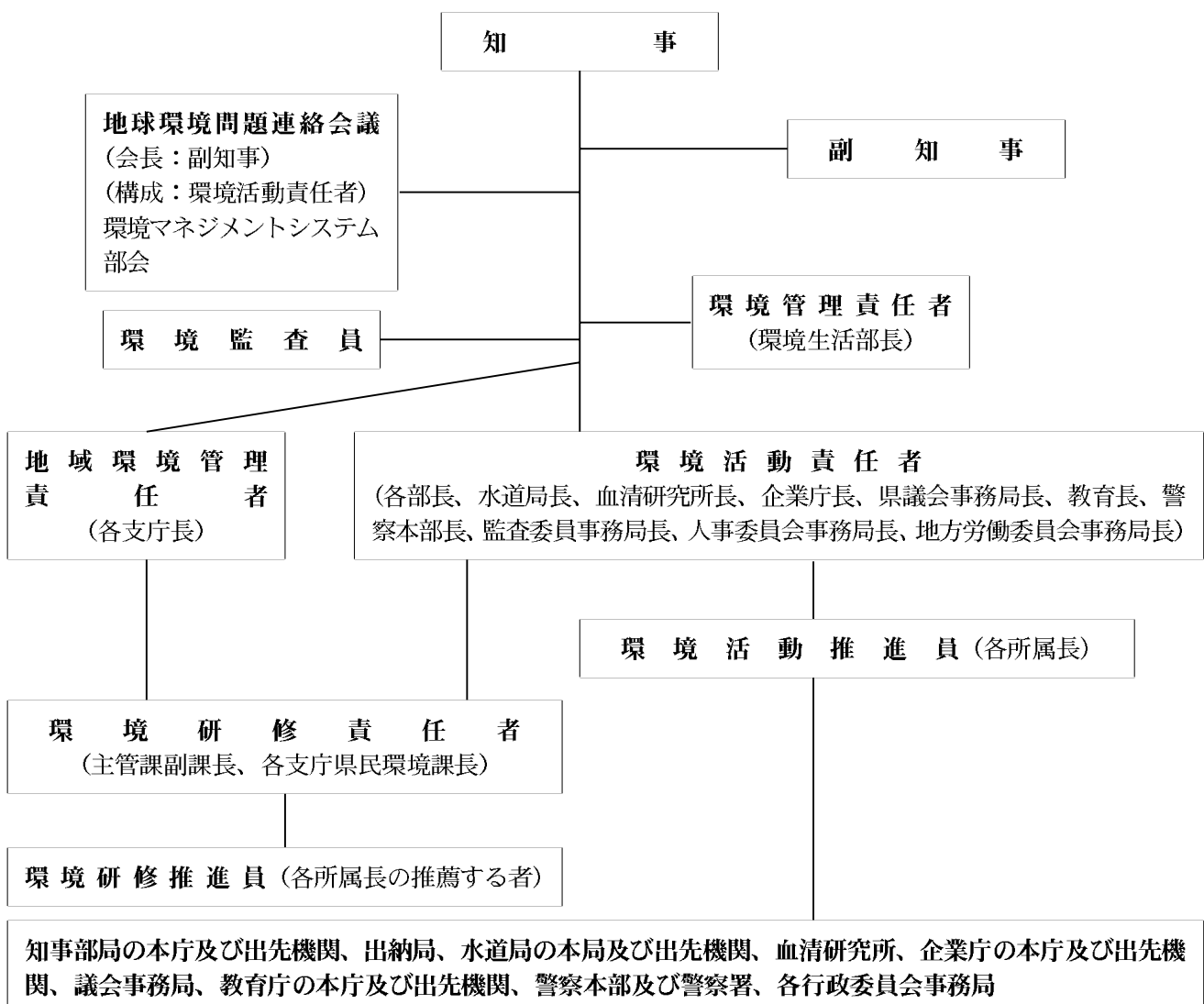
環境方針	目的	目 標	現 況 (H11年度)
		○本庁及び出先機関における外部に発注する印刷物の再生紙（古紙配合率70%以上）の利用率を平成17年度までに100%とします。	本 庁 80.0% 出先機関 76.0%
		○公用車の導入総数に占める低公害車（七都県市指定低公害車）の導入割合を平成17年度まで100%とします。 ただし、特殊車両等指定低公害車がないものを除きます。	71%
	3 水使用量の削減	○本庁及び出先機関における水の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。	本庁 251,429㎡ 出先機関 2,705,223㎡
Ⅲ 廃棄物の削減・再資源化	1 廃棄物の削減	○本庁舎（県庁本庁舎・中庁舎・南庁舎、議会棟、警察本庁舎、亥鼻別館）における一般廃棄物の発生量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。	920,869kg
		○本庁舎における一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。	51.3%
		○本庁舎以外における一般廃棄物の発生量の削減を図ります。	平成13年度に実態調査を行う。
	2 医療系廃棄物の適正な処理	○医療系廃棄物について、引き続き適正な処理を図ります。	

○事業活動における環境影響の一層の低減

環境方針	目的	目 標	現 況 (H11年度)
Ⅰ 公共事業における環境影響の低減	1 環境に配慮した工事の実施	○県が発注する全ての工事について、「環境に配慮した工事実施計画」を請負業者に提出させます。	
	2 建設副産物のリサイクルの推進	○建設副産物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生木材）のリサイクル率を平成17年度までに90%以上とします。	84%
		○建設発生土のリサイクル率を平成17年度までに80%以上とします。	45%
	3 環境に配慮した資材の使用	○溶融スラグの利用の推進を図ります。	326 t
		○熱帯木材型枠の全型枠に占める割合を平成17年度までに20%以下とします。	28.5%
		○間伐材の利用の推進を図ります。	1,387㎡
	4 大気汚染の軽減	○建設機械の排出ガスによる大気汚染の軽減を図ります。	
5 騒音・振動の軽減	○建設機械の騒音・振動の軽減を図ります。		
6 自然の景観及び生態系の維持保全	○自然公園特別地域において、1ha以上（道路は延長2km若しくは幅員10m以上）の開発工事を行う場合は、事前に環境調査を行います。	1 件	

環境方針	目的	目標	現況 (H11年度)
Ⅱ 上・下水道の維持管理における環境影響の低減	1 上水道施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率を平成17年度までに98%以上とします。	89.6%
	2 下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○下水道施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を平成17年度までに80%以上とします。	78.3%
	3 工業用水施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○工業用水施設から発生する汚泥のリサイクル率を平成17年度までに80%以上とします。	58.1%
Ⅲ 大規模施設の管理運営における環境影響の低減	1 環境に配慮した大規模施設の管理運営	○延床面積が1万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、平成14年度から「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させます。	対象施設 ・文化会館 ・幕張メッセ国際展示場 ・かずさアカデミアホール ・さわやかちば県民プラザ ・県立美術館 ・国際総合水泳場

環境マネジメントシステムを推進するための組織の体制



第3節 エコテク・サポート制度 ～環境新技術推進制度～

1. エコテク・サポート制度の制定

本県の多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善技術について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして9年11月に環境新技術推進制度を創設した。

2. 制度の内容

(1) 趣旨

本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与するため、県の施策の方向に沿う民間の実用化の見込みの高い技術等を対象とした共同研究等を進め、その推進を図る。

(2) 対象技術（環境新技術）

公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が高いもの、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術を対象とする。

(3) 対象者

民間の事業者（原則として個人は除く。）であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有する者を対象とする。

(4) 推進方法

県は、必要に応じ共同研究の実施及び公開試験の機会の提供を行う。

3. 制度の適用実績

共同研究については、13年11月までに、廃棄物の処理システムの構築に関する研究3件、都市排水路等の水質浄化施設の開発に関する研究1件及び窒素酸化物対策用光触媒塗料の開発に関する研究1件の申し出があり、技術開発のための研究が実施されている。

公開試験については、道路沿道の大気浄化技術及び手賀沼の水質浄化技術に関する2課題の公募を行い、道路沿道の大気浄化の課題は、二酸化チ

タン等の光触媒を用いた窒素酸化物の除去のための6技術、手賀沼の水質改善に関する課題では21技術について、現地において公開試験が実施された。

第4節 公害防止計画

1. 千葉地域公害防止計画の策定

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し内閣総理大臣の同意を得た（12.4.1承認制度から変更）計画である。

この制度は45年度にスタートし、12年3月末現在29都道府県34地域で計画が策定されている。

本県では、45年度に千葉・市原地域、47年度に江戸川流域地域の公害防止計画を策定し各種の公害防止施策を推進してきた。

その後、49年度に両計画を統合し、計画地域を15市町に拡大した千葉臨海地域公害防止計画を策定し54年度からさらに期間を5年間延長した。

59年度には、臨海地域に隣接している印旛沼、手賀沼の水質悪化が著しく、浄化が必要であることなどから、15市町から26市町村へと大幅に地域拡大し、5年間延長した。

さらに、元年度には、本計画の名称を「千葉地域公害防止計画」と変更し、計画地域を旧計画地域の26市町村に関宿町を加え27市町村として地域を拡大した。9年9月30日に内閣総理大臣から、当該地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市町村と協力し、新計画の策定を進め10年2月26日に内閣総理大臣の承認を受けたところである。

(2) 計画の概要

ア 計画期間

9年度から13年度までの5年間。

イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、関宿町、沼南町、酒々井町、印旛村及び本埜村の区域（22市3町2村、合計27市町村）

ウ 計画の目標

計画の目標は表2-1-1のとおりであり、目標が全体として13年度末を目途に維持達成されるよう努める。

エ 計画の主要課題

（ア）都市地域における大気汚染対策

都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る大気汚染の防止を図る。

（イ）交通公害対策

国道357号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染、騒音の防止を図り、また新東京国際空港等周辺における航空機騒音の防止を図る。

（ウ）都市内河川の水質汚濁対策

国分川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

（エ）印旛沼・手賀沼の水質汚濁対策

印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁、窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

（オ）東京湾の水質汚濁対策

東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

（カ）地下水汚染対策

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の防止を図る。

（キ）地盤沈下対策

関東平野北部地域の一部地域に見られる地盤沈下の防止を図る。

（ク）廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境へ

の負荷の低減を図る。

2. 公害防止計画事業の概況

千葉地域公害防止計画（計画期間9年度～13年度）に係る計画事業費の総額は1兆4,717億円である。その内訳は、地方公共団体が実施する事業に要する経費が約1兆3,117億円、事業者が行う事業に要する経費が約1,600億円である。

（1）地方公共団体等が行う事業

本計画において県及び市町村が主体となって講ずることとしている主な公害防止対策事業は表2-1-2のとおりである。

なお、事業別の計画事業費は表2-1-3のとおりである。

表2-1-1 公害防止計画の目標

区 分	項 目	目 標		
1 大気汚染	二酸化硫黄、一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準		
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2		
	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準		
2 水質汚濁	(1) 人の健康保護項目 公共用水域	カドミウム、全シアン、鉛 六価クロム、砒素、総水銀 アルキル水銀、PCB ジクロロメタン、四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム、シマジン チオベンカルブ、ベンゼン セレン	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の1に定める基準値	
		地下水	同上	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値
	(2) 生活環境保全項目	ア 河川	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 溶存酸素量 大腸菌群数	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値
		イ 湖沼	水素イオン濃度 化学的酸素要求量 浮遊物質 溶存酸素量 大腸菌群数 全窒素 全磷	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値
		ウ 海域	水素イオン濃度 化学的酸素要求量 溶存酸素量 大腸菌群数 n-ヘキサン抽出物質(油分等) 全窒素、全磷	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値

区 分	項 目	目 標
3 土壌汚染	2 水質汚濁 (1) 人の健康保護項目の公共用水域項目+有機燐、銅	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号) 第1に定める基準値
4 騒 音	騒音	「騒音に係る環境基準について」 (昭和46年5月29日閣議決定) 第1に定める基準値
	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号) 第1に定める基準値
5 振 動	振動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度
6 悪 臭	悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度
7 地盤沈下	地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと

表2-1-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業
(9～13年)

事業名	内 容
下水道整備	普及率 59→66% 増加処理人口 662千人
廃棄物処理施設整備	処理能力 13年度末計・新增設 (事業実施団体数)
ごみ処理施設	6,969t /日・497t/日 (7市1組合)
粗大ごみ処理施設	972t /日・70t/日 (1市1組合)
し尿処理施設	2,803kl/日・636kl/日 (4市2組合)
埋立処分地	設備容量1,500千m ³ (4市町1組合)
リサイクルプラザ	751t /日・352t/日 (5市)
しゅんせつ・導水 湖沼しゅんせつ 港湾しゅんせつ	150千m ³ (千葉県) 60千m ³ (千葉県)
監視測定体制整備	大気、水質、騒音等の測定機器等の整備及び低公害車の購入 (千葉県、17市)
畜産経営環境整備	家畜排泄物処理施設整備 (7市2町)
公害防止調査研究	地下水汚染対策調査等 (4市1町)
公園緑地等整備	総合公園等の整備 (千葉県、23市町村)
交通対策	交差点立体化 (千葉県、2市) 信号機機能の高度化(千葉県)
地盤沈下対策	工業用水道整備 (千葉県) 上水道整備 (千葉県、2組合)

表2-1-3 公害防止事業の計画事業費
(9～13年)

事業名		計画期間内 計画事業費 (百万円)	(参考) 旧計画実績 (平成4～ 8年度)		
公害 対策 事業	下水道整備	公共下水道(終末)	58,283	52,301	
		流域下水道(終末)	147,930	123,385	
		特定公共下水道	270	116	
	特例負担適用事業	廃棄物処理施設整備	ごみ処理施設	142,819	125,732
			し尿処理施設	30,907	11,922
			埋立処分地	18,737	6,102
			海洋性廃棄物処理施設	629	2,160
			その他	15,500	0
		学校環境整備	973	0	
		しゅんせつ・導水等	5,292	2,070	
		監視測定体制設備	879	847	
	特例負担非適用事業	公共下水道等(管渠)	524,938	399,896	
		畜産経営環境整備	1,732	229	
農業用集落排水施設整備		18,901	7,281		
合併処理浄化槽設置補助		8,389	6,269		
公害保健対策		5	79		
	公害防止調査研究	439	181		
	その他	11,457	9,492		
公害 関連 事業	公園緑地等整備	161,661	129,226		
	交通対策	111,114	32,249		
	地盤沈下対策	49,523	152,032		
	その他	1,295	5,111		
合 計		1,311,672	1,071,773		

(2) 事業者の行う事業

本計画において、事業者が行うこととしている大気、水質及び騒音等関係公害防止施設に係る計画事業費は表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 公害防止計画における事業者の講ずることとしている措置に係る計画事業費

(平成9～13年度)

	計画期間内計画事業費(百万円)
大気関係	136,124
水質関係	10,944
騒音・悪臭関係	1,784
産業廃棄物関係	7,322
その他	3,849
合計	160,023

第5節 公害防止協定

1. 制度の概要

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結している。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっている。

2. 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めており、期間の限定はしていない。

3. 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を明示して定め、更新されている。

なお、細目協定は12年2月17日付けで更新され

たところであり、その概要は次のとおりである。

(1) 適用期間

12年4月1日から17年3月31日まで

(2) 協定の内容

ア 大気汚染関係

(ア) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの全協定工場の排出総量及び工場ごとの*総量規制を定めている。

(イ) 工場で、使用される自動車からの窒素酸化物排出量を削減するため、自動車窒素酸化物自主管理計画を定めている。

(ウ) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めている。

イ 水質汚濁対策

(ア) COD等の汚濁負荷量については総量規制を定めている。

(イ) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて排出水中の濃度、負荷量を定めている。

(ウ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めている。

ウ その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を、廃棄物対策として累積総量等を定めているほか、地球温暖化物質の排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めている。

4. 締結の経緯

本県では、43年11月に東京電力㈱との間に公害防止協定を締結したのをはじめとして、千葉臨海地域に進出している主要企業との間に次のとおり締結しており、13年10月1日現在、協定締結工場は54社62工場である（表2-1-5）。

5. かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業との間に締結しているこの公害防止協定とは別に、かずさ

表2-1-5 公害防止協定締結工場（13年10月1日現在）

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日
千葉市	川崎製鉄(株)千葉製鉄所	千葉市中央区川崎町1	49. 1. 21
	東京電力(株)千葉火力発電所	" " 蘇我町2-1367	" "
	川鉄鋼板(株)千葉工場	" " 塩田町385-1	51. 6. 14
	新東日本製糖(株)	" 美浜区新港36	" "
	参松工業(株)千葉工場	" " " 35	" "
	味の素製油(株)千葉工場	" " " 230	" "
千葉製粉(株)	" " " 17	" "	
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	49. 1. 21
	昭和キャボット(株)千葉工場	" " 3	" "
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	" " 9	" "
	大日本インキ化学工業(株)千葉工場	" " 12	" "
	旭硝子(株)千葉工場	" 五井海岸10	" "
	日本合同肥料(株)千葉工場	" " 10	" "
	チッソ石油化学(株)五井製造所	" " 5-1	" "
	丸善ケミカル(株)五井工場	" " 6	" "
	丸善石油化学(株)千葉工場	" 五井南海岸3	" "
	コスモ石油(株)千葉精油所	" 五井海岸2	" "
	東京電力(株)五井火力発電所	" " 1	" "
	電気化学工業(株)千葉工場	" 五井南海岸6	" "
	日本曹達(株)千葉工場	" " 12-8	" "
	協和油化(株)千葉工場	" " 11-1	" "
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	" " 8-1	" "
	極東石油工業(株)千葉精油所	" 千種海岸1	" "
	東レ(株)千葉工場	" " 2-1	" "
	東レ・ダウコーニング・シリコン(株)千葉工場	" " 2-2	" "
	ジェイ・エス・アール(株)千葉工場	" " 5	" "
	三井化学(株)市原工場	" " 3	" "
	出光興産(株)千葉精油所	" 姉崎海岸2-1	" "
	出光石油化学(株)千葉工場	" " 1-1	" "
	東京電力(株)姉崎火力発電所	" " 3	" "
	住友化学工業(株)千葉工場(姉崎地区)	" " 5-1	" "
	日本板硝子(株)千葉工場	" " 6	" "
	エヌケーケー条鋼(株)千葉製造所	" " 7-1	" "
	三井造船(株)千葉事業所	" 八幡海岸通1	51. 6. 14
	不二サッシ(株)千葉工場	" " 13	" "
不二電化(株)千葉工場	" 八幡北町3-5	" "	
古河電気工業(株)千葉事業所	" 八幡海岸通6	" "	
日立化成工業(株)五井工場	" 五井南海岸14	" "	
旭ペンケミカル(株)千葉工場	" 五井海岸10	" "	
三菱製鋼(株)千葉製作所	" 八幡海岸通1-6	5. 1. 8	
新三井製糖(株)	" " 2-16	5. 3. 12	
京葉モノマー(株)	" 五井南海岸11-6	7. 2. 9	
市原エコセメント(株)	" 八幡海岸通1-8	13. 3. 28	
袖ヶ浦市	住友化学工業株千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9	49. 1. 21
	富士石油(株)袖ヶ浦精油所	" " 1	" "
	吉野石膏(株)千葉第一工場	" " 18	" "
	東邦化学工業(株)千葉工場	" " 10	" "
広栄化学工業(株)千葉工場	" " 25	" "	

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日
袖ヶ浦市	片倉チッカリン(株)千葉工場	袖ヶ浦市北袖13	49. 1. 21
	日産化学工業(株)袖ヶ浦工場	" " 11-1	"
	日本燐酸(株)	" " 14	"
	東京電力(株)袖ヶ浦火力発電所	" 中袖2-1	"
	旭化成工業(株)千葉工場	" " 5-1	"
	チヨダウーテ(株)千葉工場	" 北袖12-1	61. 4. 1
	吉野石膏(株)千葉第二工場	" 南袖52	元. 12. 22
	チヨダウーテ(株)袖ヶ浦工場	" " 44	"
	(株)荏原製作所袖ヶ浦工場 (株)川重ガスタービン研究所	" 中袖20-1 " 南袖50-1	4. 7. 10 6. 1. 18
君津市	君津共同火力(株)君津共同発電所	君津市君津1	49. 1. 21
木更津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所 " 技術開発本部	君津市君津1	49. 1. 21
君津市 富津市		富津市新富20-1	49. 3. 30
富津市	東京電力(株)富津火力発電所	富津市新富25	60. 9. 27
計			54社62工場

アカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として「かずさ環境協定」を締結することとしている。

なお、6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所、9年11月に三菱東京製薬(株)、10年12月に、かずさインキュベーションセンターとこの協定を締結したところであるが、今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定である。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりである。

(1) 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさ環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的とする方向を定めている。

(2) 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理、快適な環境づくりの推進等事業所が実施すべき環境活動について定めている。

(3) 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成・提出、環境報告書の審査、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度に

ついて定めている。

(4) 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等責務の確認について定めている。

第6節 環境影響評価制度等

1. 環境の汚染を未然に防止する制度

環境の汚染を未然に防止するため、県においては、環境影響評価制度、千葉県環境会議、工業団地への事業場の立地に際しての事前審査等の制度を設けている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価を行うとともに環境の保全のための措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みであり、環境アセスメントともいう。

千葉県環境会議は、本県の環境政策のあり方等についての提言を行うことを目的として設置しており、特に大きな規模の開発事業については、基

本計画の段階で、環境保全のあり方についての提言を行っている。提言に当たっては、千葉県環境調整検討委員会において、具体的・専門的事項の検討・調整が行われる。

事前審査制度は、環境影響評価制度の対象規模未達の宅地開発や、臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地に当たって、県が環境の保全の見地からの事前審査を行うものであり、これらの制度の運用により、公害の発生の未然防止と地域の環境の保全の確保が総合的に図られるよう努めている。

2. 環境影響評価制度の概要

(1) 経緯

県では、55年に、環境影響評価に関する手続等を定めた「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、56年以降、約100件の事業について環境影響評価の実施を指導してきた。

一方、国においても、59年になされた閣議決定により定められた要綱等により、国が実施又は関与する事業について環境影響評価の実施が図られてきたが、9年6月に、閣議決定要綱を充実・改善する形で、新たな手続や考え方が取り入れられた「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価制度が確立された。

同法の制定を受け、県においても、指導要綱の見直しを行い、10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定・公布した。

環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例ともに、11年6月から施行されている。

(2) 環境影響評価法の概要

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されている。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象として環境影響評価手続を定めている。(対象事業の種類・規模については表2-1-6参照)。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は次のとおりであるが、これらのうち、ア(*スクリーニング)とイ(*スコーピング)は、法律制定

後、新たに取り入れられた手続である。

ア 第二種事業についての判定(スクリーニング)

環境影響評価法の対象となる事業は、その規模により、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と、それよりも規模が小さく、環境影響評価を行うかどうかについて事業特性・地域特性に応じた判定が行われる「第二種事業」とに区分される。このうちの第二種事業を行おうとする事業者は、当該事業の許認可等を担当する行政機関に事業の区域や概要を届け出て、環境影響評価を行う必要があるかどうかの判定を受ける。

イ 環境影響評価方法書の手続き(スコーピング)

事業者は、環境影響評価(調査・予測・評価)の項目や方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、1か月間縦覧に供する。方法書に対しては、知事、関係市町村長や環境の保全の見地からの意見を有する者が意見を述べるができる。

ウ 環境影響評価準備書の手続き

事業者は、方法書に対して述べられた意見を踏まえ、環境影響評価の項目や方法を選定した上で、環境影響評価を実施する。

事業者は、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、1か月間縦覧に供するとともに、準備書の内容を周知するための説明会を開催する。準備書に対しても、方法書と同様に、知事、関係市町村長や環境の保全の見地からの意見を有する者が意見を述べるができる。

エ 環境影響評価書の手続き

事業者は、準備書に対して述べられた意見を踏まえ準備書の内容を修正した「環境影響評価書」を作成し、当該事業の許認可等を行う行政機関に送付する。許認可等権者は、必要に応じて述べられる環境大臣の意見を踏まえた環境保全上の意見を事業者に述べ、事業者は、必要に応じて評価書の補正を行った上で、最終的な評価書を1か月間縦覧する。

(3) 千葉県環境影響評価条例の概要

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる

図2-1-2 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ

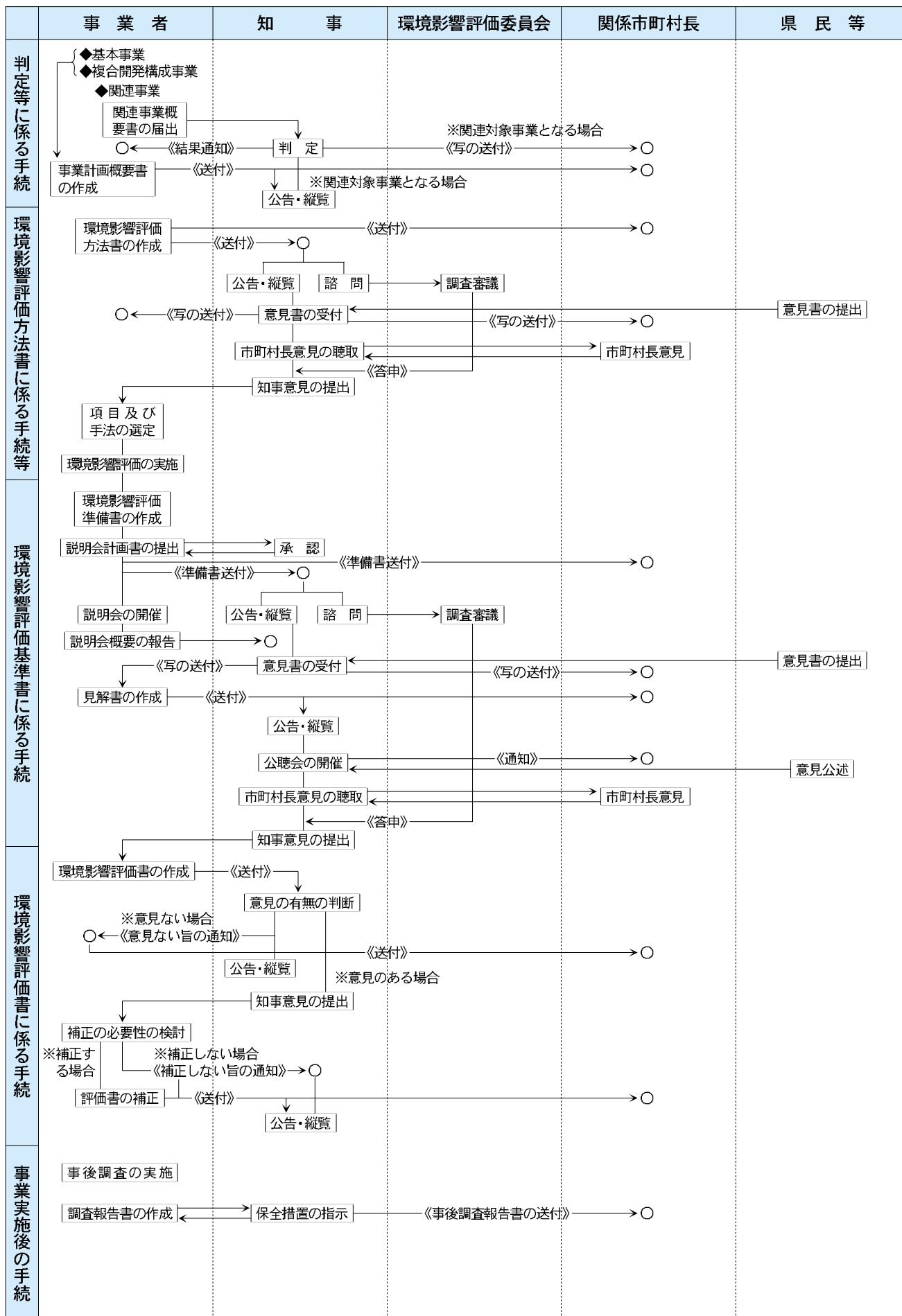


表2-1-6 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類・規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の対象事業(基本事業)
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道 首都高速道路等 自動車専用道路 一般国道 県道・市町村道・農道 林道 自然公園等の区域内	すべて 4車線以上 4車線・10km以上 幅員6.5m・20km以上	— — — 4車線・7.5km～10km — 幅員6.5m以上・15km～20km —	— — — 4車線以上 4車線以上・7.5km～10km 4車線・10km以上 幅員6.5m以上・10km～20km 2車線以上
2 河川工事			
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道 普通鉄道 モノレール 軌道	すべて 長さ10km以上 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km — 長さ7.5km～10km	— 長さ5km～10km 長さ5km以上 長さ5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m	滑走路長 1875m～2500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw 7500kw～1万kw —	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw — —
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha～30ha	埋立面積4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(都計事業)	面積75ha～100ha(都計事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(公団事業)	面積75ha～100ha(公団事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など ゴルフ場(新設) ゴルフ場(増設)	— — —	— — —	面積75ha以上 18ホール以上 9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	— —	— —	排水量1万m ³ /日又は 燃料使用量20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	— —	— —	敷地面積15ha又は 計画処理人口20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	— —	— —	処理能力250kℓ/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設 熔融施設	— —	— —	処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	— —	— —	採取場面積30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内 自然公園等の区域外	— —	— —	埋立面積10ha以上 埋立面積40ha以上

事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めている。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様であるが、方法書等の公告・縦覧を知事が行う点や、準備書に対する意見を述べるに当たり知事が環境影響評価委員会の意見を聴いたり、必要に応じて公聴会を開催できることとしている点などが異なっている（手続の流れについては図2-1-2参照）。

また、条例で定める法の付加手続は、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面（見解書）の縦覧、環境影響評価委員会への諮問、公聴会の開催などであり、条例の手続と法の手続との同一性に配慮して設けたものである。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則を制定し、条例と合わせて運用している。

（4）12年度中の環境影響評価実施状況

12年度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例に基づき、次のとおり、合計4件の事業について、環境影響評価の手続が行われている。

- 1 発電所の設置（君津共同発電所5号機新設計画）
- 2 廃棄物最終処分場の変更（大塚山処分場第三処分場計画）
- 3 土砂等の埋立て等の事業（（仮称）袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋立て等の事業）
- 4 土地区画整理事業（（仮称）江川土地区画整理事業）

3. 開発行為の事前審査

県内で10ha以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業等の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「宅地開発事業指導要綱」等に

基づき関係部局へ協議することになっている。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなる。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるように指導し、環境の保全に努めている。

12年度に事前協議を行ったものは、ゴルフ場の計画が1件、宅地開発等の計画が1件の計2件であった。

第7節 美しいふるさとづくり

1. 趣 旨

私たちが生まれ、育ち、そして生活している千葉県を愛着もてる「美しいふるさと」とすることは、すべての県民の願いである。

この願いを実現し、地域の特性に応じたきれいで、緑豊かな環境をつくるため、58年度から、地域住民、各種団体、市町村及び県が協調、連携して「美しいふるさとづくり運動」を推進している。

2. 美しいふるさとづくり運動の推進

美しいふるさとづくり運動では、県民意識の高揚、地域活動の活性化などを図るため、次のような各種の事業を実施している。

（1）環境保全功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功績のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として56年度からそれぞれ表彰しており、13年度までの被表彰者数は、千葉県環境賞72名（個人53名、団体19団体）、地域環境功労者知事感謝状贈呈者81名（個人51名、団体30団体）となっている。なお、13年度の被表彰者は表2-1-7のとおりである。

(2) 千葉県環境月間行事の実施

47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められた。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により48年から6月5日からの1週間を「環境週間」に、3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と

定められた。

県では、48年から6月を「千葉県環境月間」として、毎年各種の啓発行事を展開している。

13年度の主な環境月間行事は表2-1-8のとおりであり、「時代が変わる 私が変わる 環境世紀の幕開けです」をテーマに各種行事を展開し、環境保全の重要性について県民の理解を求めた。

(3) その他

環境月間以外の行事として、「ゴミゼロ運動」、「千葉県リサイクルの日」県民運動、手賀沼浄化フェア、自然観察会等の各種行事を実施した。

表2-1-7 13年度被表彰者

1 千葉県環境賞

(これまで個人50名、団体19を表彰)

氏名(名称)	功績分野	功績概要
白鳥孝治	公害防止	平成元年から千葉県環境影響評価審査会委員・副会長等を歴任し、本県環境行政の推進に貢献
神田勝夫	公害防止	平成2年から木更津市公害対策審議会の会長として、本市環境行政の推進に貢献
渥美雅子	公害防止	昭和61年から千葉県公害審査会の委員として、本県環境行政の推進に貢献

2 地域環境功労者知事感謝状

(これまで個人47名、団体29に贈呈)

氏名(名称)	功績分野	功績概要
海老川をきれいにする企業の会	河川浄化	長年にわたり、環境ボランティア団体への参加支援や、河川の浄化推進運動に貢献
宮内茂雄	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員として自然公園を巡回し、清掃活動、利用者への啓発等を通じ、自然公園の保護に貢献
滝口雅男	自然保護	長年にわたり、自然公園指導員として自然公園を巡回し、清掃活動、利用者への啓発等を通じ、自然公園の保護に貢献
鈴木健司	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員として自然公園を巡回し、清掃活動、利用者への啓発等を通じ、自然公園の保護に貢献
加藤賢三	環境保全	八千代市ほたるの里づくりの会長として、地域の環境保全活動に貢献

表2-1-8 主な環境月間行事実施結果一覧（13年度）

行 事 名	内 容	場 所	期 日	参加者名
ゴミゼロ運動	ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的に、散乱空き缶等の県内一斉清掃を実施。	県内一斉	5月27日	521,000名
環境フェア	県民の環境保全意識の高揚を図るため、県環境生活部内及び環境保全商品を製造販売している企業やボランティア団体の参加を得て、県民の日中央行事「わくわく県民まつり」において環境啓発イベントを実施。	幕張メッセ	6月9日 10日	30,036名
環境保全功労者表彰	千葉県環境賞（3名） 地域環境功労者知事感謝状（4名1団体）	県庁	6月5日	
環境月間にちなんだポスター・作文・標語入賞者表彰	知事表彰入賞者ポスター（8名）、作文（5名）、標語（8名）	県庁	6月15日	応募総数 3,205点
手賀沼ウォッチング	手賀沼の船上見学及び周辺の自然観察	手賀沼	6月3、10、 17、24日	138名
愛鳥作品コンクール	県内小中校生を対象として、愛鳥ポスターを募集した。		応募締切 6月30日	応募総数 8,794名
鳥獣保護功労者表彰	鳥獣保護行政に貢献した者に知事感謝状を交付した。	自治会館	6月14日	表 彰 者 5名
エコパーク2001	リサイクル製品の展示、ごみ問題に関するクイズラリー、映画の上映等を行う。	廃棄物情報 技 術 セ ン タ ー	6月24日	180名
環境保全研究機関等の一般公開	県庁大気情報管理室 千葉県環境研究センター 大気部 廃棄物化学部 水質棟 地質棟		6月1日～9日 6月25日～29日 6月24日～29日 6月4、10、15日 6月11日～15日	7名 46名 39名 63名 310名
水辺のふれあい放流事業	アユ、フナを放流し河川環境に対する県民意識を高めるため県内6河川で実施した。	蔵波川 栗山川 温石川 養老川 坂 川 鹿島川	6月7日 6月13日 6月18日 6月19日 6月24日 7月5日	2,300名
ゲンジボタル観賞の夕べ	ほたる観察	いすみ環境 と文化のさ と	6月2日	13名
千葉県まちづくりフェア	記念植樹	旭市 関宿町	6月21日 6月26日	164名 215名
磯の生き物を探そう	磯の生物観察会	大原町岩船 海岸	6月10日	22名
手賀沼の水質保全に関するポスター展	手賀沼浄化ポスター優秀作品の展示	手賀沼親水 広場	6月1日～ 30日	応募総数 1,772名

表2-1-9 12年度環境学習推進拠点校（指定期間：12年4月1日～13年3月31日）

(小学校)

拠点校の名称	活動概要
習志野市立袖ヶ浦東小学校	総合的な学習における体験学習、全校地域美化活動、施設見学
市川市立中山小学校	資源回収活動、星空の観察、自然観察コース拡充、一鉢栽培
光町立白浜小学校	九十九里浜自然観察・生物調査、移設見学、ピオトープ作り
横芝町立大総小学校	山学校を活用した体験学習、こども環境会議、地域人材講師
白子町立関小学校	メダカ調査、リサイクル活動、環境ポスター等作成
岬町立古沢小学校	ピオトープ（わんぱく川）づくり、環境標語等作成、全校集会
君津市立北子安小学校	校舎・校庭・北子安の森整備、人材活用、公開研究会

(中学校)

拠点校の名称	活動概要
浦安市立富岡中学校	境川水質調査、リサイクル活動、清掃活動
松戸市立根本内中学校	ピオトープによる総合的な学習、科学部活動、理科学習の教材化
四街道市立旭中学校	リサイクル学習、地域環境美化活動、ケナフ栽培
天津小湊町立天津中学校	花いっぱい運動、リサイクル運動、ひじき刈、文化祭活動

表2-1-10 12年度環境学習推進事業補助金助成団体

市町村名	事業内容
館山市	環境フェアたてやま（環境講演会、リサイクル市、消費生活展、環境美化ポスターの展示）
松戸市	環境教育副読本「わたしたちの環境」の作成
佐倉市	水辺環境展（水質浄化模型の作成、パネル展示）
千倉町	「クリーン環境ちくら」の発行

第8節 千葉県地域環境保全基金

- ・環境学習推進拠点校指定事業
 - ・エコマインド養成講座
- に充当した。

1. 設置の趣旨

都市・生活型の環境問題に対する取組が実効を挙げるためには、県民等の自覚と行動が不可欠であることに加えて、県民のニーズも単に公害のない環境にとどまらず、快適でうるおいのある生活環境の形成等の質的な変化がみられるため、従前から行っている地域の環境保全対策を充実する必要がある。

また、地球環境問題をはじめ、複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、地域の環境保全に関する事業等をさらに積極的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

このため、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、2年3月27日に「千葉県地域環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）を公布・施行し、基金条例に基づく千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を2年3月30日に設置した。

2. 基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助2億円を受けて5億円で造成し、その後、2年度及び6年度にそれぞれ5億円を追加造成するなど12年度末現在で15億4,769万1千円となっている。

3. 基金運用益の処理及び使途

基金の運用から生ずる利益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、

- ・地域の環境保全活動に関する基盤整備事業
 - ・地域の環境保全活動に関する知識の普及事業
 - ・地域の環境保全のための実践活動に対する支援事業
 - ・その他地域の環境保全活動に関する事業
- に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てることとしている。

基金の12年度運用益は1,918千円であり、